

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 烏・神流川流域の減災に係る取組方針（改定）

－参考資料－

1. はじめに（協議会設立の背景と経緯）
2. 本協議会の構成員
3. 烏・神流川流域の概要と主な課題
4. 減災のための目標
5. R3年度～R7年度までの取組状況及び課題
6. 令和8年度以降 概ね5年で実施する取組
7. フォローアップ

令和8年3月11日

烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町、群馬県、埼玉県

（独）水資源機構利根川上流総合管理所、気象庁前橋地方气象台・熊谷地方气象台、
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社、上信電鉄株式会社、関東地方整備局高崎河川国道事務所

1. はじめに（協議会設立の背景と経緯）

■ 背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。
- このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

■ 烏・神流川流域の減災に係る取組方針の経緯

- 答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の2市3町（高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町）、群馬県、埼玉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局で構成される「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成28年5月17日に設立した。
- 平成28年8月以降、相次いで発生した台風による豪雨災害で、中小河川においても甚大な被害が発生したことから、県管理区間の河川については別途協議会が設置されることになった。さらに、平成29年6月19日に施行された改正水防法において、大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことから、本協議会の対象河川を烏川、神流川、鍬川、碓氷川の直轄管理区間を対象（県管理区間は除くこととした）とした水防法第15条の9に基づく「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）へと改組した。
- 平成30年7月豪雨を受け、同年12月に「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、重要インフラの機能維持がうたわれるとともに、同月の「大規模広域豪雨を踏まえた水災害のあり方について」答申により、水防災意識社会再構築を加速する方針が打ち出された。翌平成31年1月29日には「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定」が打ち出され、本協議会の取組方針も新たな取組を加え改定を行い、目標年である令和2年度に向けて取組を推進してきた。
- また、令和3（2021）年度には令和2（2020）年度までの取組を総括し改定を行い、目標年である令和7年度（2026年3月）に向けて取組を推進してきた。

- この度、令和7（2026）年度までの取組を総括し、その中で達成した取組や未達成となっている取組並びに令和5年度に実施した住民意識アンケート調査で明らかになった課題等を踏まえ、減災対策のための重点的な取組を共有し、令和12（2030）年度を目途に本協議会の取組方針を改定することとなった。

2 . 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

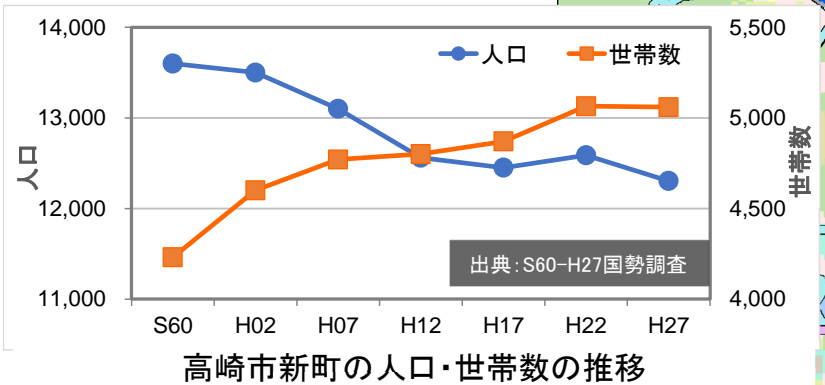
構成機関	構成員
高崎市	市 長
藤岡市	市 長
玉村町	町 長
神川町	町 長
上里町	町 長
群馬県	県土整備部 河川課長
〃	総務部 危機管理課長
埼玉県	県土整備部 河川砂防課長
〃	危機管理防災部 災害対策課長
独立行政法人水資源機構	利根川上流総合管理所長
気象庁	前橋地方气象台 台長
〃	熊谷地方气象台 台長
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	高崎支社 執行役員 高崎支社長
上信電鉄株式会社	代表取締役社長
関東地方整備局	高崎河川国道事務所長

3. 烏・神流川流域の概要と主な課題

○烏・神流川流域の地形的特徴

① 氾濫域は、沖積平野に農地や戸建の低層宅地が散在する土地利用が主体となっている。また、上越新幹線・北陸新幹線等の交通インフラの発達により首都圏のベッドタウン化が進んでいる。

※烏川・神流川合流部の高崎市新町では、人口は微減で推移しているものの世帯数は増加傾向であり、核家族(小規模家族)型の新興住宅が増加(ベッドタウン化が進行)している。



H27空中写真(高崎市新町周辺)



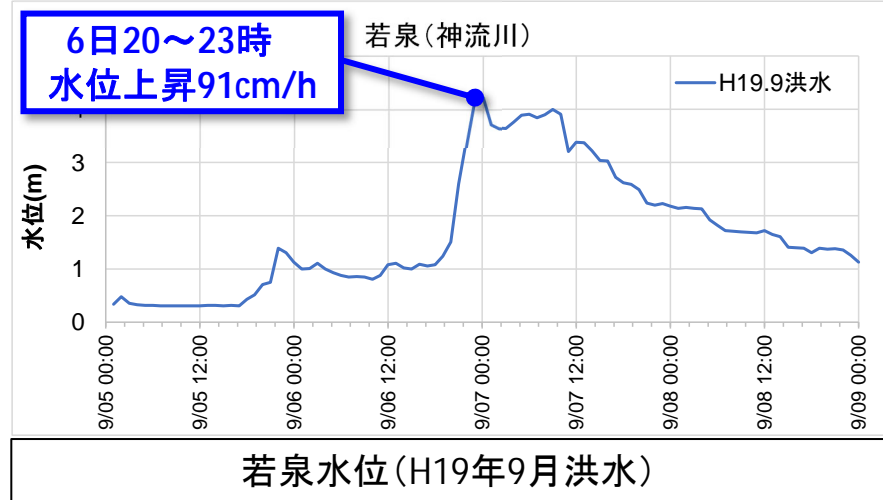
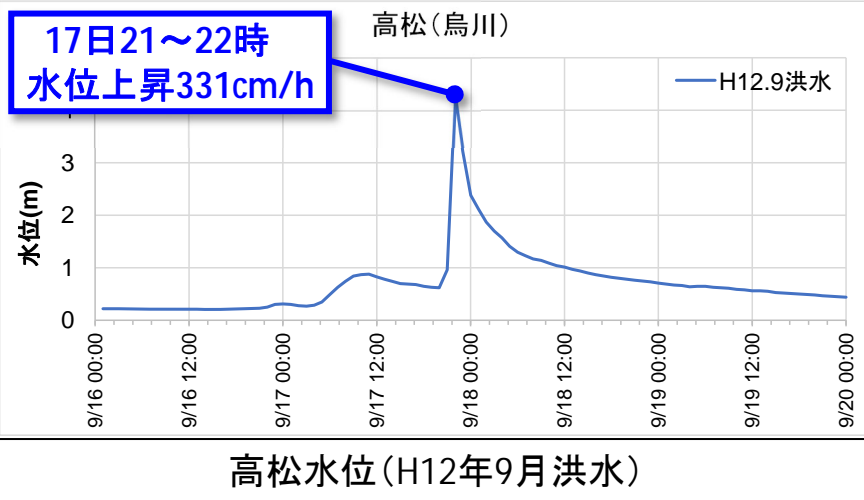
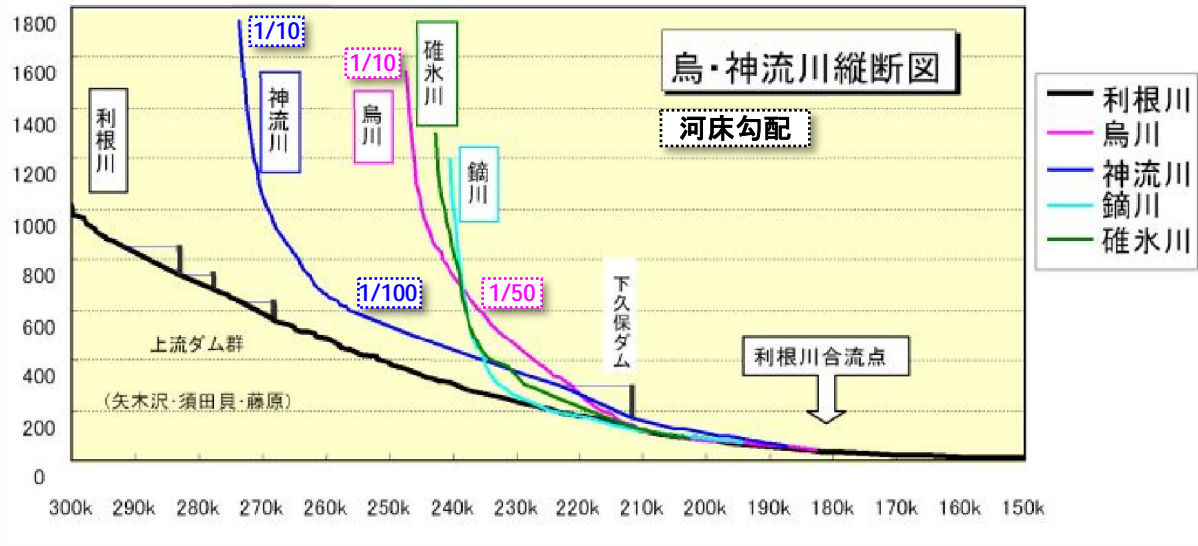
3. 烏・神流川流域の概要と主な課題

○烏・神流川流域の地形的特徴

② 烏川をはじめとして各支川ともに河床勾配が急な河川であるため、出水時には水位上昇が早い。

烏川縦断図

出典:国土数値情報

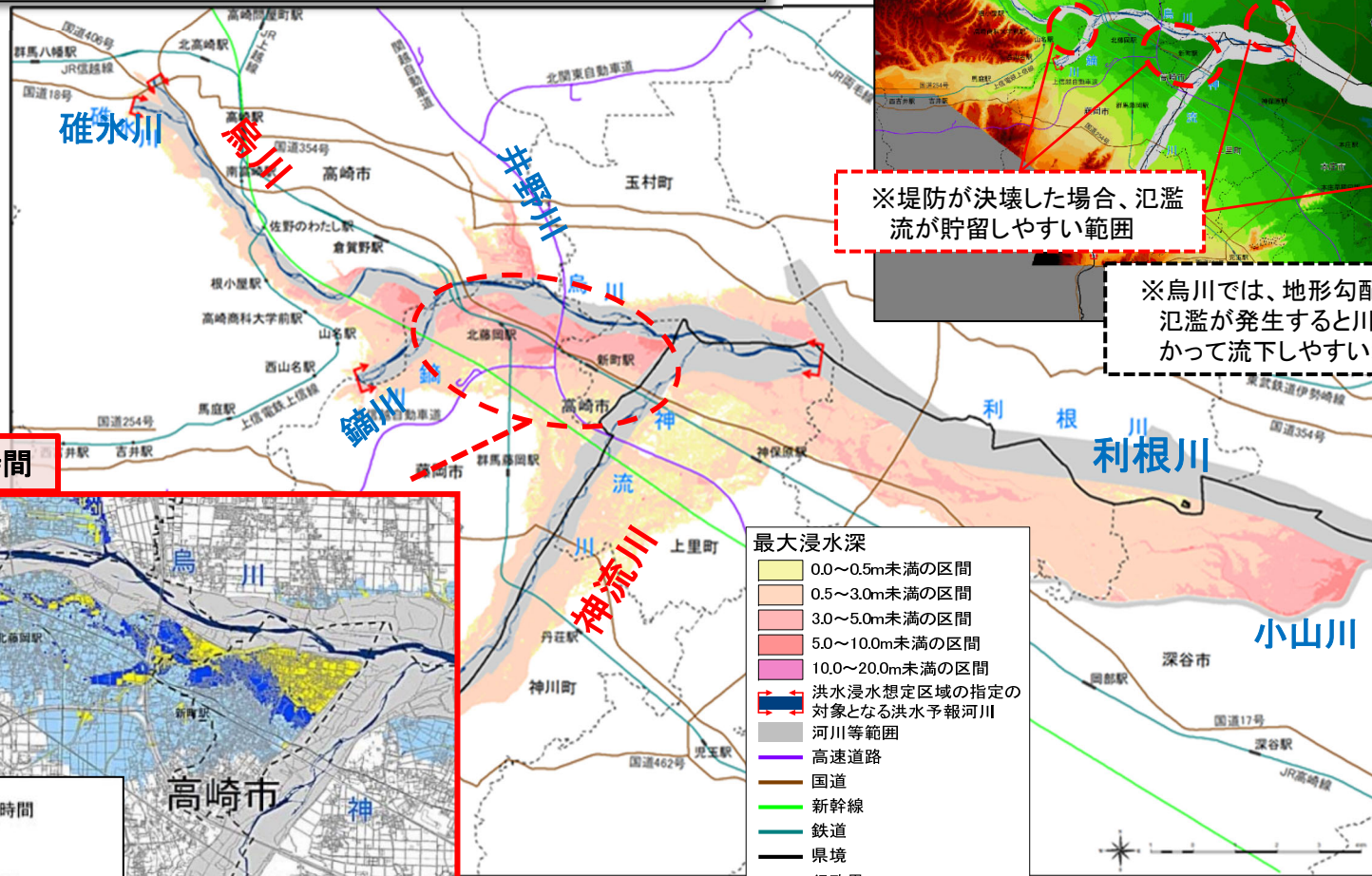


3. 烏・神流川流域の概要と主な課題

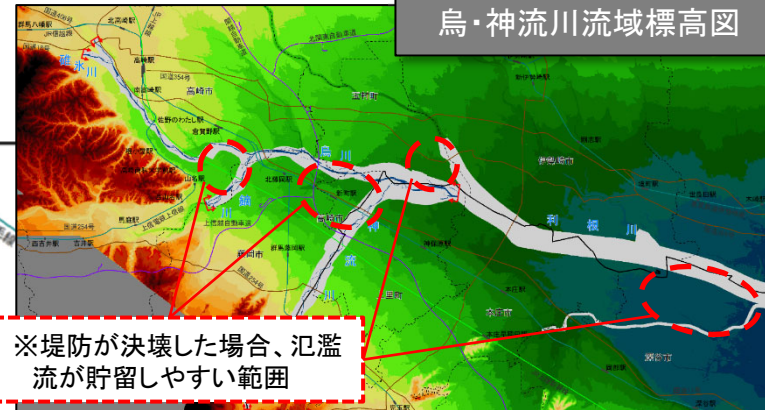
○烏・神流川流域の地形的特徴

③ 烏川の氾濫流は右岸の支川堤防(鵜川、神流川、利根川支川小山川)、左岸は利根川の堤防で貯留され、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる。

烏川・神流川・鵜川・碓氷川洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)

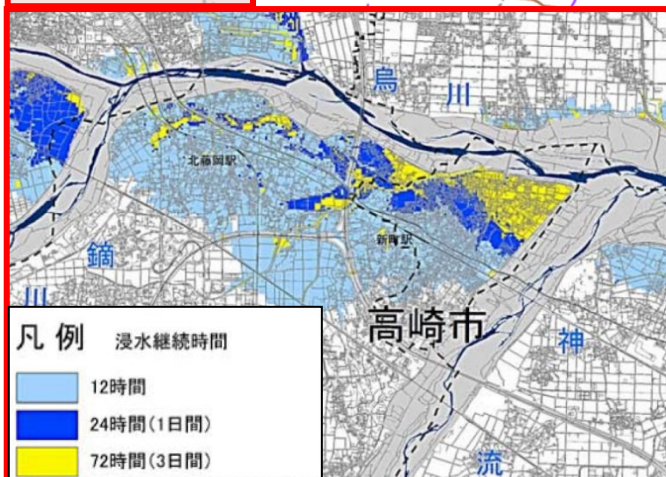


烏・神流川流域標高図



※烏川では、地形勾配が大きく、ひとたび氾濫が発生すると川沿いに下流に向かって流下しやすい地形である。

浸水継続時間



3 . 烏・神流川流域の概要と主な課題

○烏・神流川流域の過去の被害状況と河川改修の状況

【過去の浸水被害状況】

- ・昭和10(1935)年9月洪水(台風第10号):
死者7名、流出家屋数10戸、床上浸水1000戸以上
- ・昭和22(1947)年9月(カスリーン台風):
死者2名、流出家屋21戸、床上浸水686戸
- ・近年では、平成10(1998)年9月の台風第5号、平成12年9月の集中豪雨、平成19(2007)年9月の台風第9号、令和元(2019)年10月台風第19号において、浸水被害が発生した。



高崎市聖石町付近(昭和10年9月)



カスリーン台風(昭和22年9月)

【河川の改修の状況】

- ・カスリーン台風による被害を契機に、利根川改修改訂計画を策定。
- ・神流川上流に下久保ダムが完成(昭和43(1968)年)。
- ・現在は、平成25(2013)年5月に策定された、「利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画(令和7年3月27日変更)」に基づき、河道掘削等の河川改修事業を進めている。



下久保ダム
(水資源機構HPより)

烏・神流川流域の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域は、これまでの実績洪水より、更に浸水面積や浸水深が大きく浸水の継続時間も長くなることが想定されることから、その被害はより甚大なものになることが予想される。

3 . 烏・神流川流域の概要と主な課題

○烏・神流川流域の社会インフラ等の状況

- 烏・神流川流域の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域には上越・北陸新幹線、JR高崎線、関越・上信越自動車道、国道17号などの基幹交通網が発達している。首都圏への交通の利便性が向上したことにより、ベッドタウン化が進み、群馬県の中核市である高崎市の人口を含む約8万人※が居住するなど、人口、資産が集積している。近年は人口の高齢化、多様化が進んでおり、洪水浸水想定区域内の総人口は微減傾向にある一方で、65歳以上の浸水区域内割合は増加※している。
- 更に防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合には社会経済活動への影響や防災機能の低下が懸念される。
- このような状況から、烏・神流川流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済活動への影響軽減、基幹交通、緊急輸送道路である国道17号における災害復旧に対する早期の道路機能の回復、防災拠点における機能の維持等の取組が発災時には急務となる。

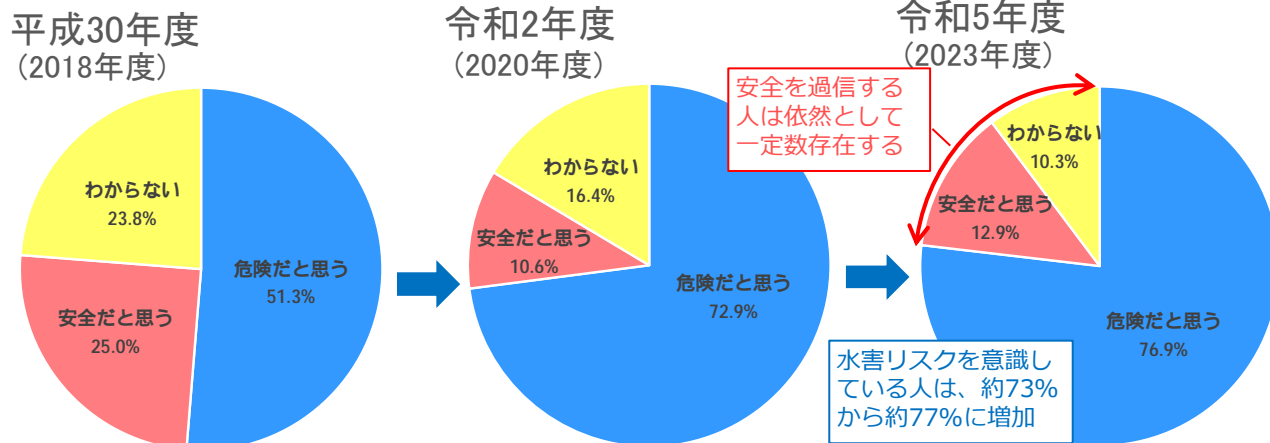
※2015年国勢調査

3 . 烏・神流川流域の概要と主な課題

○浸水想定区域内に居住する住民を対象として実施した住民意識アンケート調査※により明らかとなった課題

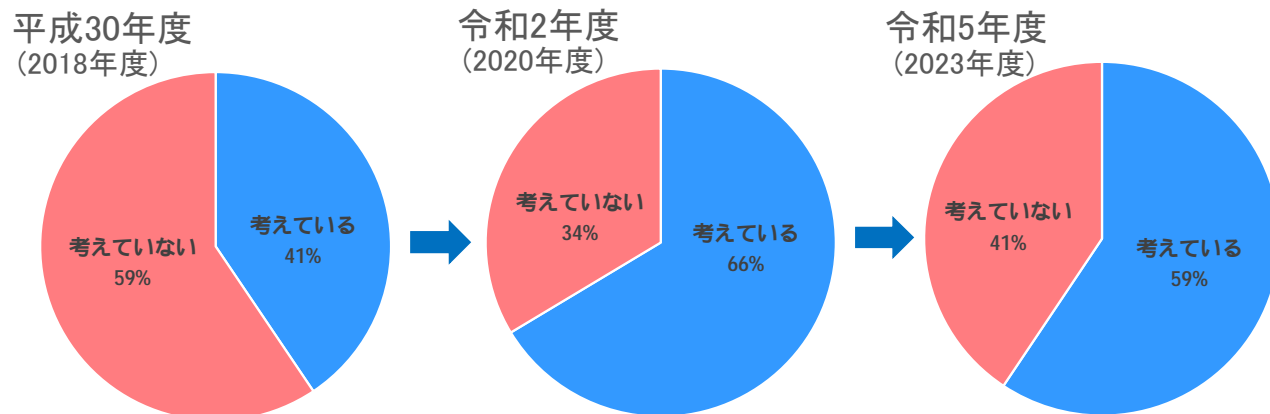
※住民意識アンケートとは、平成30(2018)年度、令和2(2020)年度、令和5(2023)年度に烏川・神流川・鑄川・碓氷川洪水浸水想定区域内にお住まいの方々を対象に、無作為に実施した地域住民の水防災に関する意識アンケートのことである。

・水害リスクの認知度について(河川の水があふれた場合、自宅が危険だと思うか)



自宅の水害リスクに対し「危険」と認識している人の割合が令和2年度に対して増加している。一方で、「安全」と誤認している人の割合も増加傾向にある。

・身近にいる要配慮者の避難方法について(赤ちゃん、お年寄、介護を必要とされる方等の避難の方法について考えているか)



身近にいる要配慮者の避難方法を考えていない人が約41%(令和2年度)であり、令和2年度に対して増加している。

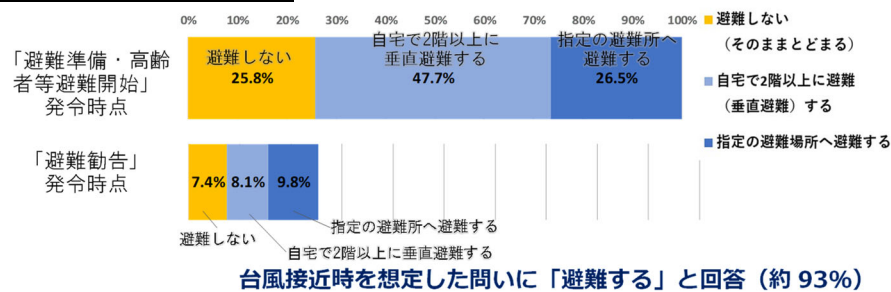
3. 烏・神流川流域の概要と主な課題

○浸水想定区域内に居住する住民を対象として実施した住民意識アンケート調査※により明らかとなった課題

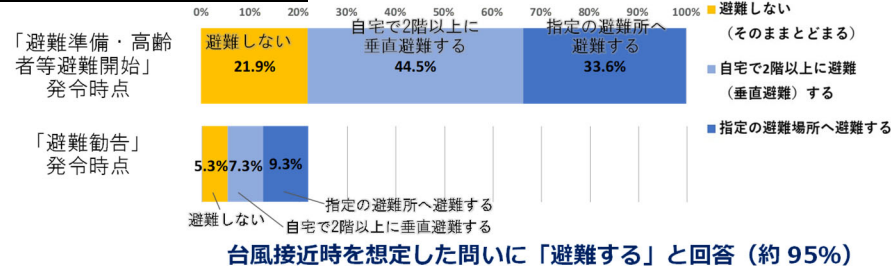
※住民意識アンケートとは、平成30(2018)年度、令和2(2020)年度、令和5(2023)年度に烏川・神流川・鍋川・碓氷川洪水浸水想定区域内にお住まいの方々を対象に、無作為に実施した地域住民の水防災に関する意識アンケートのことである。

・避難については、事前の想定と実際の行動が異なる。
 (「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」の発令により約95%の人が避難をすると回答した一方で、実際には令和元年台風第19号で避難した人は約34%であった実態がある。)

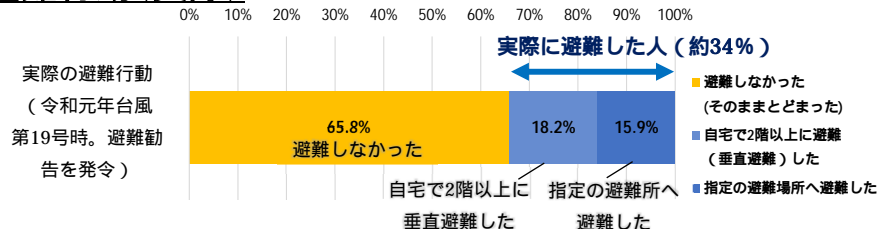
・避難行動(R2想定)



・避難行動(R5想定)



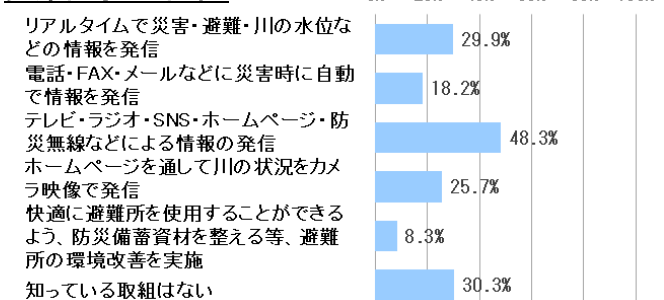
・避難行動(実際)



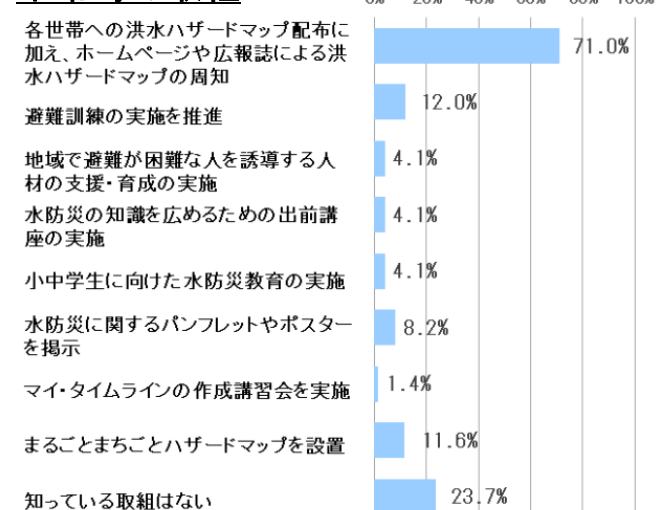
減災対策協議会の取組への認知度

・本協議会で実施している取組である「出前講座の実施」「水防災教育の実施」「マイ・タイムラインの作成・普及活動」の認知率はいずれも1割未満

・災害時の取組



・平常時の取組



3 . 烏・神流川流域の概要と主な課題

○烏・神流川流域における主な課題(水害リスク) ※丸数字はP.3～P.5の特徴の番号に対応

- ①-1 氾濫域の低平地には、緊急避難が可能な高層建物や高台が少ない。
- ①-2 昭和22(1947)年のカスリーン台風以降、堤防決壊を伴うような大規模な水害が起きていないため、新興住宅地をはじめ水害を経験していない住民が増えている。
- ② 急激な水位上昇に加え、発令基準水位の間隔も狭いため、刻々と河川水位等の状況が変化する。
- ③-1 想定し得る最大規模降雨による洪水が発生した場合、烏川と鏑川、神流川及び利根川支川小山川の合流点では、宅地エリアの浸水が3日間程度継続する。
- ③-2 洪水浸水想定区域には、緊急輸送道路である国道17号やJR高崎線などの交通インフラ、防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合、社会経済活動への影響や防災機能の低下が懸念される。
- ③-3 烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。

○烏・神流川流域における住民の水防災意識の向上が必要(自助・共助の強化)

- ①正しい水害リスクの普及啓発
- ②要配慮者の避難支援体制に関する周知・普及・啓発
- ③避難行動に移せる日頃の備え(マイ・タイムラインの普及・啓発活動)
- ④減災対策協議会の取組内容に関する周知活動の拡充

上記①-1～③-3の課題に加え、住民の意識調査結果からも、水防災に係る対策は必要であり、引き続き減災に係る取組を推進していくことが重要である。

4 . 減災のための目標

■5年間で達成すべき目標

烏・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標として定め、令和12(2030)年度までに各構成員が連携して取り組み「水防災意識社会」の再構築を行う。

※大規模水害…想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※逃げ遅れ…立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態。

※社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、以下の取組を実施。

- ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用強化の取組

5 . R3年度～R7年度までの取組状況及び課題

①情報伝達・避難計画等に関する事項

- (A)『想定される浸水リスクの周知』
- (B)『洪水時における河川水位等の情報提供等の内容』
- (C)『避難情報の発令基準』
- (D)『避難場所、避難経路』
- (E)『住民等への情報伝達の体制や方法』
- (F)『避難誘導體制』

②水防に関する事項

- (G)『河川水位等に係る情報の提供』
- (H)『河川の巡視区間』
- (I)『水防活動の実施体制』
- (J)『水防資機材の整備状況』

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

- (K)『排水施設、排水資機材の操作・運用』
- (L)『ダム等の危機管理型の運用』

④河川管理施設の整備に関する事項

- (M)『堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容』

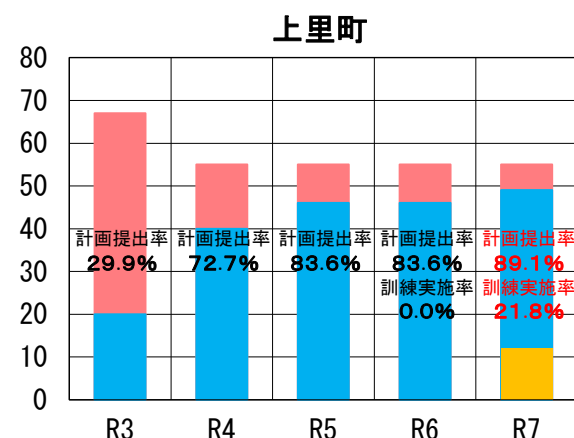
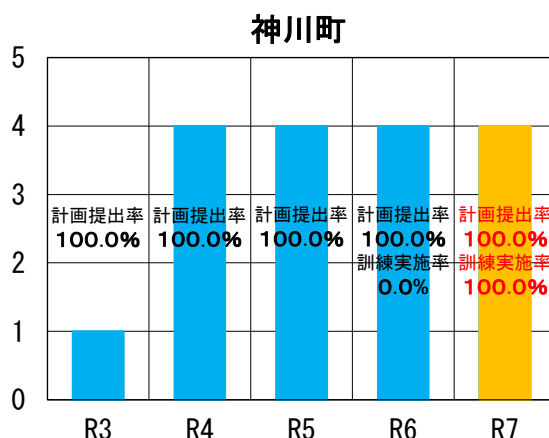
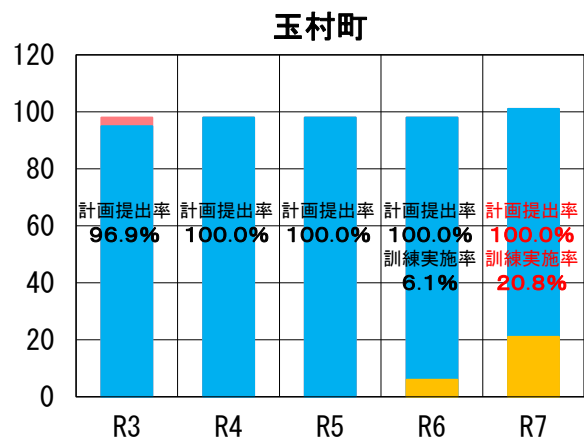
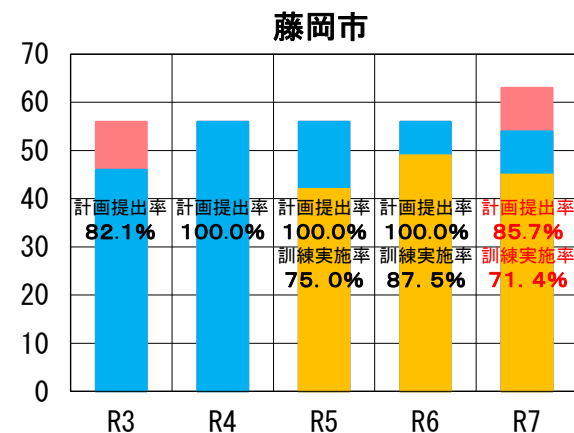
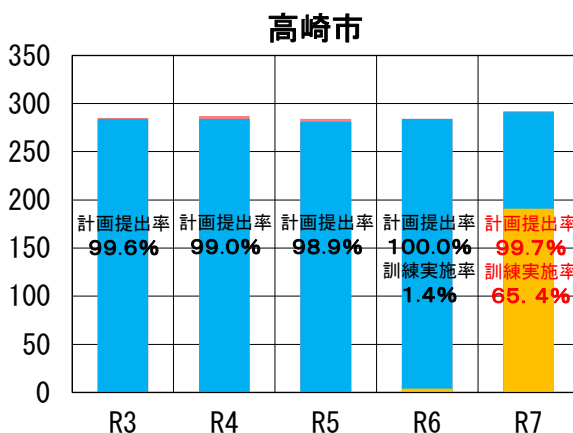
5 . R3年度～R7年度までの取組状況及び課題

- 市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設は、**避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられている。**
- R7年度までに**計画提出率と訓練実施率は増加しているものの、100%には満たないため今後も取組強化が必要である。**

令和7年度末時点における避難確保計画の提出・避難訓練の実施状況

対象施設 計画提出施設 訓練実施施設

R7年度	対象施設数	計画提出施設数	避難訓練実施施設数
高崎市	292	291	191
藤岡市	63	54	45
玉村町	101	101	21
神川町	4	4	4
上里町	55	49	12



5 . R3年度～R7年度までの取組状況及び課題

①情報伝達・避難計画等に関する事項

『**想定される浸水リスクの周知**』、『洪水時における河川水位等の情報提供等の内容』、『避難情報の発令基準』、『避難場所・避難経路』、『住民等への情報伝達の体制や方法』、『避難誘導體制』

○現状

- ・烏・神流川流域において、国管理及び県管理の洪水予報河川及び水位周知河川では想定最大規模降雨における**洪水浸水想定区域図**をWEB等で公表している。
- ・市町は、**洪水ハザードマップ**をWEB等で公表している。
- ・水防災の普及啓発に関する機会の共有し、各構成機関が**出前講座等**で**防災教育**や**普及啓発**を実施している。

<洪水ハザードマップの公表>



<出前講座の実施>



<防災イベントの実施>



●課題

・出前講座や防災イベントの開催により防災意識向上が図られているものの、洪水浸水想定区域図や市町の洪水ハザードマップ等の**浸水リスクへの地域住民の理解度は十分でない**ことが想定され、避難行動に繋がっていない懸念がある。

5 . R3年度～R7年度までの取組状況及び課題

①情報伝達・避難計画等に関する事項

『想定される浸水リスクの周知』、『**洪水時における河川水位等の情報提供等の内容**』、『**避難情報の発令基準**』、『避難場所・避難経路』、『**住民等への情報伝達の体制や方法**』、『避難誘導體制』

○現状

- ・避難情報の発令判断の目安となる**氾濫時危険情報の発表等の洪水予報**を、関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台(前橋・熊谷)の共同で実施している。
- ・河川管理者、ダム管理者等から**WEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報**などを住民等に提供している。
- ・市町は洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、**避難情報の発令**を行っている。
- ・災害発生のおそれがある場合は、関東地方整備局(高崎河川国道事務所長)から関係市町長に**情報伝達(ホットライン)を実施**することとしている。

<リアルタイム情報の提供>



<流域タイムライン・WEBホットライン訓練>



●課題

- ・各機関より洪水予報の発表や水位情報の提供、避難情報の発令は実施されているものの、**洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応**が地域住民に十分理解されていないことが懸念される。
- ・**ホットラインのタイミングや情報伝達の内容及び手段**に関して、訓練やワークショップ等による意見交換を継続的に実施し、関係機関との連携強化を図っていく必要がある。
- ・令和元年東日本台風においても**防災行政無線が聞こえにくかった**という意見が寄せられており、大雨・暴風により防災行政無線等の音声聞こえない場合を想定した対応を考える必要がある。

5 . R3年度～R7年度までの取組状況及び課題

①情報伝達・避難計画等に関する事項

『想定される浸水リスクの周知』、『洪水時における河川水位等の情報提供等の内容』、『避難情報の発令基準』、『**避難場所・避難経路**』、『住民等への情報伝達の体制や方法』、『**避難誘導體制**』

○現状

- ・**避難場所として公共施設等を指定**し、洪水ハザードマップをWEB等で周知している。
- ・**要配慮者の避難誘導體制**に定め、避難誘導は地域防災計画に基づき市職員、消防本部、警察、水防団、自治会及び自主防災組織等が実施している。
- ・要配慮者利用施設における**避難確保計画の立案や避難訓練の実施**を支援している。

<避難場所の新設>



<避難場所の改善検討>



<避難訓練の実施>



●課題

- ・広範囲な浸水による避難者数の増加や避難場所・避難所の浸水等が想定され、市内で**避難場所・避難所が不足**する恐れがある。また、災害時にお互いの**避難所に関する情報共有**ができないことに懸念がある。
- ・洪水浸水想定区域内に居住する**要配慮者のうち、避難行動要支援者に該当する方の風水害に対する具体的な避難方法等**についての個別計画の策定を進める必要がある。
- ・洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設において、**避難確保計画の策定や避難訓練の実施が着実に増えているものの、未実施の施設があるため、継続して施設への呼びかけなどの支援を行う必要がある。**

5 . R3年度～R7年度までの取組状況及び課題

②水防に関する事項

『**河川水位等に係る情報の提供**』、『河川の巡視区間』、『**水防活動の実施体制**』、『水防資機材の整備状況』

○現状

- ・災害対策本部から河川水位情報について**水防団への連絡体制**を定めている。
- ・**水防協力団体、自主防災組織の立ち上げ補助**や**育成**を行っている。
- ・**自主防災組織への資機材の補助**を行っている。
- ・浸水想定区域内に、**市町庁舎や災害拠点病院・駅舎等**がある。

<連絡体制の確保>

図上訓練による連絡体制の確認(藤岡市)



<水防団や自主防災組織の補助・育成>

神川町・上里町水防技術研修 (R7年6月開催)



防災士養成講座(群馬県)



<防災拠点(拠点駅等)の災害対応>

移動電源動作確認



災害備蓄品



●課題

- ・河川水位等の最新情報の把握に努め、**防災対応に遅れが生じないように関係機関と連携を強化**する必要がある。
- ・**水防団員数の減少**と高年齢化、サラリーマン団員の増加率等により**実働出勤者が減少**し、また、**水防工法、水防技術の知識低下**が懸念される。
- ・市町庁舎や**災害拠点病院**において、**自衛水防の体制**に懸念がある。

5 . R3年度～R7年度までの取組状況及び課題

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

『排水施設、排水資機材の操作・運用』、『ダム等の危機管理型の運用』

○現状

- ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から**定期的な保守点検**を行うとともに、機械を扱う**職員等への訓練・教育**も実施し、災害発生による**出動体制を確保**している。
- ・排水樋管の確実な運用体制を確保するため、**排水樋管の操作要領や操作マニュアル等を作成**している。
- ・直轄樋管の操作を不要とするため**無動力化ゲート**を導入している。

<排水実働訓練の実施>



<樋管操作訓練の実施>



<樋管ゲートのフラップゲート化>



●課題

- ・烏・神流川の堤防天端は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、**大型車両が通行できない幅の狭い区間がある**。
- ・既存の排水施設、排水系統を考慮しつつ、想定される大規模浸水に対し、**早期の社会機能回復の対応のため関係機関との連携強化**が必要である。
- ・**排水樋管の確実な運用体制を確保**する必要がある。

5 . R3年度～R7年度までの取組状況及び課題

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

『排水施設、排水資機材の操作・運用』、『ダム等の危機管理型の運用』

○現状

- ・洪水の発生が予想される場合には、操作規則に基づき洪水警戒体制を執るとともに、関係機関へ体制発令の通知を行っている。
- ・ダムからの放流及び防災操作開始時等においては、関係機関へ通知を行う。また、下流警報局舎のサイレン吹鳴及びスピーカ放送を行うとともに、警報車による巡視を行っている。
- ・下流洪水被害軽減のため、所定の条件を満たした場合には、事前放流により洪水調節容量を増加させる取組を行っている。

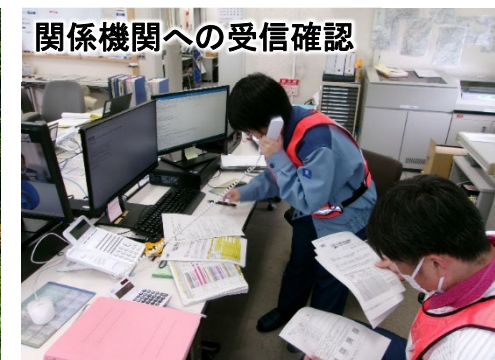
<放流警報装置等の設置>



スピーカの増設



<洪水対応演習>



●課題

- ・今後も大規模降雨に対して、特別防災操作を含めたダム操作に関する情報の伝達などを関係機関と密に共有を進める必要がある。

5 . R3年度～R7年度までの取組状況及び課題

④河川管理施設の整備に関する事項

『堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容』

○現状

- ・堤防が整備されていない区間について、**堤防整備や樋管整備を実施**している。
- ・氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木の繁茂等に起因した河川の氾濫の危険性を軽減させるために**樹木伐採を実施**している。

<河川整備（築堤工事）>



<樋管整備>



<樹木伐採>



●課題

- ・**水害発生リスクの高い地域への堤防整備や河道掘削等**を継続して実施する必要がある。

6 . 令和8年度以降 概ね5年で実施する取組

1)ハード対策の主な取組

■洪水を安全に流すための対策

- ・気候変動を考慮した河川整備計画に基づく対策(堤防整備及び流下能力対策)
- ・事前防災等に必要な樹木伐採等の実施

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進
- ・水防資機材の配備
- ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実
- ・樋管の操作不要な無動力ゲートの導入による確実な運用体制の確保

2)ソフト対策の主な取組

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

■情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・リアルタイム情報の充実・提供
- ・流域タイムライン(防災行動計画)の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上
- ・広域避難計画の策定
- ・緊急避難場所の拡充
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成。避難訓練の実施
- ・共助の仕組みの強化
- ・洪水時におけるホットライン
- ・市町のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供
- ・避難場所(避難所)改善検討

■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの普及・啓発
- ・気象庁で提供する防災気象情報活用に向けた普及・啓発
- ・防災意識向上のための取組促進
- ・災害リスクの現地表示の促進(まるごとまちごとハザードマップの実施)

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施
- ・水防に関する訓練・広報の充実

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用強化の取組

■排水活動及び施設運用の強化に関する取組

- ・関係機関と連携した緊急排水活動の実働訓練の実施
- ・排水樋管の管理者(操作委託者)による樋管操作訓練の実施

6. 令和8年度以降 概ね5年で実施する取組

令和8年度以降の目標と取組項目の関係

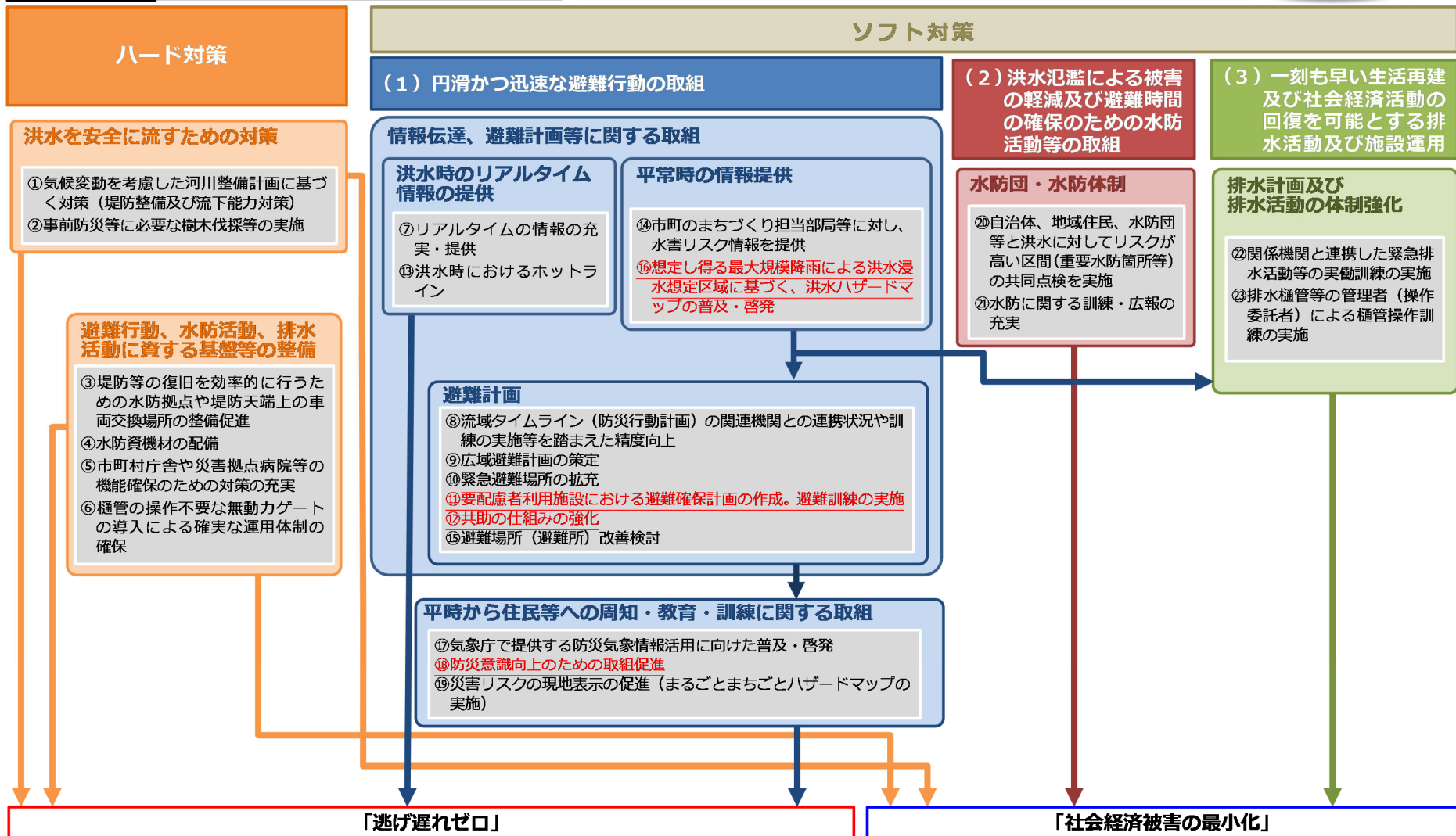
【5年間(令和8年度～令和12年度)で達成すべき目標】

烏・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標として定め、令和12年度までに各構成員が連携して取り組み「水防災意識社会」の再構築を行う

【目標達成に向けた3本柱】

- (1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組

赤字：R8以降協議会で重点的に実施する取組



「逃げ遅れゼロ」

「社会経済被害の最小化」

6 . 令和8年度以降 概ね5年で実施する取組

■ 令和8年度以降の重点取組メニュー

【要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・避難訓練の実施】

- ・H29年の水防法改正により、洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の管理者等に対し、「避難確保計画」の作成と「避難訓練の実施」が義務化。
- ・対象施設の全ての避難確保計画の作成を進める。
- ・避難訓練の実施状況を把握し、施設主導で訓練が実施できるように必要な助言を実施する。



【想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの普及・啓発】

- ・住民等の水害リスクの理解促進を目的に自治体施設や交通機関施設等、人の目にとまりやすい場所に「洪水浸水想定区域図」「洪水ハザードマップ」のリスク情報や「緊急速報メール」「川の水位情報」等の洪水情報の入手方法などをパンフやポスター・デジタルサイネージなどで周知する。
(水害の危険性の認知度の向上、防災情報の理解促進等)



【共助の仕組みの強化】

● 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設等への情報伝達体制の確保

- ・要配慮者利用施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)への連絡網の確認・更新や情報伝達訓練を行い、要配慮者利用施設等への情報伝達体制の確保を促進する。

● 市町・自主防災組織等による要配慮者の避難支援体制の推進

- ・自主防災組織や要配慮者利用施設に対して要配慮者の避難方法等の参考情報を配布すること等により、市町・自主防災組織等による要配慮者の避難支援体制の推進を図る。

● 自主防災組織の維持と避難誘導者の担い手の指定・育成

- ・自主防災組織率向上や避難誘導者育成のための出前講座や自主防災組織への支援を実施する。

【防災意識向上のための取組促進】

● 住民等への説明会・出前講座等の開催

● マイ・タイムライン作成・普及啓発

- ・水防災情報やマイ・タイムラインの作成の必要性を伝え、住民等が水害リスクを理解して躊躇なく避難行動を取れるよう意識を変える取り組みとして、洪水浸水想定区域内の小学校や自主防災組織のある地区などで説明会や出前講座等の開催を促進する。
(マイ・タイムラインの認知率・作成率の向上、水害リスクや避難情報等の理解促進等)



7. フォローアップ

- 各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、重点取組項目について進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。重点以外の取組については、各構成機関より本協議会にて自発的な報告・共有を図ることとする。
- 取組の達成状況や水防災への意識の変化及び認識・知識等の度合いを測る意識アンケート調査については、浸水想定区域内に居住、もしくは行動範囲のほとんどを浸水想定区域が占める住民を主な対象として目標の中間年度と最終年度に実施する。得られたデータに基づき分析を行い、取組状況・課題を把握するとともに、全国における他の取組の実態や技術開発の動向等も踏まえ、必要に応じて取組の重要度、優先度を付けながら取組方針を見直すこととする。
- 実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

